

小児初回接種（5～11歳接種）の実施について

小児初回接種（5～11歳接種）について、国の方針及びワクチン供給見通しを踏まえて、下記のとおり実施するものとする。

1 基本的な方針

接種を希望する小児及び保護者が速やかに、かつ安全に接種できる接種体制を確保する。

2 対象者数

当初7,600人程度。その後、毎月新5歳が対象となる。

3 使用するワクチン

ファイザー社製小児用ワクチン（1バイアル10回分）

4 接種期間

令和4年3月12日（土）～9月末

5 当面の接種体制

(1) 接種日時 令和4年3月12日（土）～5月8日（日）

3月12日から4月17日までの期間は、次のとおり。

土曜日の午後2時から午後4時15分

日曜日の午前10時から午後0時15分

※現在、4月18日以降の分のワクチン供給が未定のため、その後についてはワクチン見通しが立ち次第に決定する。

(2) 接種会場 集団接種会場（第一大久保ビル3階）

(3) 接種予定数 2,700回（3月12日～4月17日）

※1回目接種1,800人、2回目接種900人

6 その他

会場で児童が落ち着いて接種できる環境づくりについて検討中

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

令和4年2月10日
東京都

1. 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

(1) 区 域

都内全域

(2) 期 間

令和4年2月14日（月曜日）0時から3月6日（日曜日）24時まで

(3) 対応の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、以下の要請を実施

①都民向け

- ・ 不要不急の外出は自粛し、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・ 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等のみだりに出入りしないこと 等

②事業者向け

- ・ 施設の使用制限（営業時間の短縮等）
- ・ 催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請

(外出・移動等)

- 不要不急の外出は自粛し、混雑している場所や時間を避けて行動すること
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)
- 不要不急の都道府県間の移動は、自粛すること (法第24条第9項)
ただし、「対象者全員検査」制度 (※) を活用し、検査結果が陰性であった場合を除く

※「対象者全員検査」制度

= 緊急事態措置やまん延防止等重点措置等により東京都が人数制限等を要請した場合に、対象者の陰性の検査結果を確認することにより、感染リスクを低減させ、飲食店やイベント等における人数制限等を緩和することができる制度

(飲食店等の利用、会食等)

- 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと
(法第31条の6第2項)
- 飲食店等の利用の際、同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること
(法第24条第9項)

ただし、認証店において「対象者全員検査」制度を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合は、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可とする

- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は自粛すること (法第24条第9項)

(その他)

- 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止対策を徹底すること (法第24条第9項)
- 感染に不安を感じる者は、検査を受けること (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
集会場等 (第5号等)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている 結婚式場等	<ul style="list-style-type: none">●「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗<ul style="list-style-type: none">・以下の①又は②のいずれか一方とすること（法第31条の6第1項）<ul style="list-style-type: none">①営業時間 : 5時から21時までの間 酒類の提供・持込 : 11時から20時までの間②営業時間 : 5時から20時までの間 酒類の提供・持込 : 行わない・同一グループの同一テーブルへの案内を4人以内とすること（法第24条第9項）
遊興施設 (第11号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、 バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等の施設	<ul style="list-style-type: none">ただし、「対象者全員検査」制度を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合には、同一グループの同一テーブルへの5人以上の案内を可とする・認証基準を適切に遵守して営業すること（法第24条第9項）●上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗<ul style="list-style-type: none">・以下のとおりとすること（法第31条の6第1項）<ul style="list-style-type: none">営業時間 : 5時から20時までの間 酒類の提供・持込 : 行わない・同一グループの同一テーブルへの案内を4人以内とすること（法第24条第9項）
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、 バー（接待や遊興を伴わないもの）等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none">●カラオケ設備を提供している店舗<ul style="list-style-type: none">・利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底すること（法第24条第9項）●上記の店舗に共通の要請<ul style="list-style-type: none">・業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請

(2) その他の施設への要請①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	● イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用すること（法第24条第9項） （「3（3）イベントの開催制限」参照）
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底すること（法第24条第9項）
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図ること（法第24条第9項）
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図ること（法第24条第9項）
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図ること（法第24条第9項）
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	● 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の5に規定される以下の各措置を実施すること（法第31条の6第1項） ・ 従業員に対する検査の勧奨 ・ 入場をする者の整理等 ・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業を行う場所の消毒 ・ 入場をする者に対するマスク着用周知 ・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	・ 施設の換気 ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	● 業種別ガイドラインを遵守すること（法第24条第9項）
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	● 業種別ガイドラインを遵守すること（法第24条第9項）
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	● 業種別ガイドラインを遵守すること（法第24条第9項）
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	● 業種別ガイドラインを遵守すること（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請

(2) その他の施設への要請②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	<ul style="list-style-type: none">●以下の事項を徹底すること（法第24条第9項）<ul style="list-style-type: none">・基本的な感染防止策の実施・大学等においては、部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止策、飲み会等に関する学生等への注意喚起・大学等においては、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること・大学等においては、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること●大学等においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動を制限又は自粛すること (法第24条第9項) <p>ただし、「対象者全員検査」制度等を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合には、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動を可とする</p>
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学 等	

3. 事業者向けの要請

(3) イベントの開催制限

- イベント（※1）主催者等は、以下の規模要件に沿ったイベントを開催すること（法第24条第9項）

施設規模 イベント 類型	施設の収容定員（※3）			
	5,000人以下 の施設	5,000人超 ～10,000人の施設	10,000人超 ～20,000人の施設	20,000人超の施設
大声なしの イベント の場合 (※2)	収容定員まで 入場可	5,000人まで入場可		
		「感染防止安全計画」(※4、※5) を策定した場合 ➔ 収容定員まで入場可	① 「感染防止安全計画」(※4、※5)を策定した場合 ➔ 20,000人まで入場可 ② ①に加え、「対象者全員検査」制度を活用し、 20,000人を超える人数について陰性の検査結果を 確認した場合 ➔ 収容定員まで入場可	
大声ありの イベント の場合 (※2)	収容定員の半分まで入場可		5,000人まで入場可	

※1 「イベント」には遊園地やテーマパーク等を含む

※2 大声ありのイベント・・・観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨するイベント又は必要な対策を十分に施さないイベント

大声なしのイベント・・・上記以外のイベント

※3 収容定員が設定されていない場合

・大声ありのイベント：十分な人と人との間隔（できれば2m、最低1m）を確保

・大声なしのイベント：人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保

※4 感染防止安全計画を策定できるのは、「大声なし」のイベントのみ

※5 参加人数が5,000人超のイベントに適用

- 接触確認アプリ等を活用すること（法第24条第9項）
- 業種別ガイドラインを遵守すること（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請

(4) 職場への出勤等

- 職場での基本的な感染防止策を徹底すること（法第24条第9項）
- 職場への出勤について、業務継続の観点からも、出勤者数の削減の目標を定め、テレワークの活用や休暇取得の促進等の取組を推進すること（法第24条第9項）
- 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者（※）においては、事業の特性を踏まえ、BCP（事業継続計画）を策定済みの場合は、その再点検を行い、未策定の場合は、早急に策定するよう協力を依頼

※国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者

例：医療関係者（病院、薬局等）

生活支援関係事業者（介護老人福祉施設、障害者支援施設等）

インフラ運営関係（電力、ガス等）

飲食料品供給関係（飲食料品の流通・ネット通販等）

生活必需物資供給関係（家庭用品の流通・ネット通販等）

金融サービス（銀行、クレジットカードその他決済サービス等）

物流・運送サービス（鉄道、バス、航空、郵便等）

等

東京都における新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置期間に伴う施設等対応

施設名	令和4年1月21日～2月13日		令和4年2月14日～3月6日		
市 関 連 施 設	【集会施設】 市民会館(萌え木ホール)、東小金井駅開設記念会館(マロンホール)、前原暫定集会施設(12月末まで貸出中止)、桜町上水会館、貫井北町集会所、中之久保集会所、前原町丸山台集会所、貫井南町三集会所、東町友愛会館、中町桜並集会所、貫井北五集会所、中町天神前集会所、東町集会所	9:00～22:00	・大声を出すイベントは人数制限あり ・カラオケ設備使用の場合、改めて基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼	9:00～22:00	・大声を出すイベントは人数制限あり ・カラオケ設備使用の場合、改めて基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
	小金井宮地楽器ホール(小金井市民交流センター)				
	はげの森美術館	展示替えのため休館		展示替えのため休館	
ス ポ ー ツ 施 設	総合体育館	9:00～21:00	・大声を出すイベントは人数制限あり ・感染防止対策	9:00～21:00	・大声を出すイベントは人数制限あり ・感染防止対策
	栗山公園健康運動センター	大規模改修工事に伴い令和4年3月31日(予定)まで休館		大規模改修工事に伴い令和4年3月31日(予定)まで休館	
	一中クラブハウス (談話室・柔剣道場)	9:00～21:00	・感染防止対策 (2月5日以降は開放中止)	中 止	・当面の間、開放中止
ス ポ ー ツ 施 設 (屋 外)	上水公園運動施設(グラウンド・テニスコート)	9:00～17:00	・大声を出すイベントは人数制限あり ・感染防止対策	9:00～17:00	・大声を出すイベントは人数制限あり ・感染防止対策
	市テニスコート場	9:00～17:00		9:00～17:00	
	一中テニスコート	・開放時間＝午後3時まで ・感染防止対策 (2月5日以降は開放中止)		中 止	・当面の間、開放中止
	南中学校テニスコート夜間開放	・開放時間＝午後9時まで ・感染防止対策 (2月5日以降は開放中止)		中 止	・当面の間、開放中止
図 書 館	図書館本館	10:00～17:00 (水木金は1階のみ～20:00)	・新型コロナウイルス感染症対策継続 ・イベント事業は個別対応	10:00～17:00 (水木金は1階のみ～20:00)	・新型コロナウイルス感染症対策継続 ・イベント事業は個別対応
	図書館緑分室	10:00～17:00		10:00～17:00	
	図書館東分室、貫井北分室	9:00～19:00		9:00～19:00	
	西之台会館図書室	10:00～17:00		10:00～17:00	
公 民 館	公民館本館・貫井南分館・緑分館	9:00～22:00	・大声を出すイベントは人数制限あり ・カラオケ設備使用の場合、改めて基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼	9:00～22:00	・大声を出すイベントは人数制限あり ・カラオケ設備使用の場合、改めて基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
	東分館・貫井北分館				
そ の 他 施 設	文化財センター	9:00～16:30	・感染防止対策	9:00～16:30	・感染防止対策
	清里山荘(清里少年自然の家)	営 業	・感染防止対策	営 業	・感染防止対策
	環境学習館	9:00～17:00	当面の間、新規予約受付の休止(見学等は可能)	9:00～17:00	当面の間、新規予約受付の休止(見学等は可能)
	本町・東・貫井南・緑児童館	通常とおりの開館時間		通常とおりの開館時間	
(そ の 他)	放課後子ども教室	開 催	・感染防止対策 ※一部の学区では中止	開 催	・感染防止対策 ※一部の学区では中止
	休日の遊び場開放	・団体開放は感染拡大防止策を施したうえで実施していたが、 2月5日から中止 ※個人利用は引き続き中止(今後実施にむけて調整)		・団体開放は 当面の間中止 ※個人利用は引き続き中止(今後実施にむけて調整)	
	スポーツ個人利用開放校	開 催 → 中 止	・ 2月5日以降の実施日程を中止	中 止	・ 当面の間、事業中止
	テクノスカレッジ体育館開放	中 止		中 止	
	土曜スポーツクラブ	開 催 → 中 止	・ 2月5日以降の実施日程を中止	中 止	・ 当面の間、事業中止



事 務 連 絡
令 和 4 年 2 月 9 日

PCR検査キット配布協力医療機関
管理者 様

東京都福祉保健局
新型コロナウイルス感染症対策調整担当部長
花本 由紀

医療機関における受診前のPCR検査キットの配布について

平素から新型コロナウイルス感染症対策に御協力いただきありがとうございます。

また、令和4年2月4日付3福保感事第5519号により依頼しました「医療機関における受診前の検査キットの配布」への御協力のお申出をいただき、重ねてお礼申し上げます。

配布に御協力いただける医療機関に、下記のとおり、PCR検査キットを送付いたしますので、無症状の濃厚接触者等から御相談があった場合は、御対応をお願いいたします。

記

1 配布日程

令和4年2月9日（水曜日）から発送。同月10日（木曜日）以降順次到着予定

2 配布数

(1) 診療のみを実施している診療・検査医療機関 1施設当たり50キット

(2) それ以外の診療・検査医療機関 1施設当たり20キット

なお、追加配布を御希望する場合は、お問い合わせください。都の在庫状況に応じて、追加配布が可能か判断します(次回は、2月15日(火曜日)から発送を行う予定です)。

3 福祉保健局ホームページにおける配布協力医療機関の公表

令和4年2月14日（月曜日）より、準備が整った医療機関から、順次配布をお願いします。東京都福祉保健局ホームページ「新型コロナウイルス検査情報サイト」において、配布協力医療機関のリストを公表します。

なお、キットの配布終了後は、リストから除外いたしますので、キットがなくなった場合は、都の間合せ先まで御連絡ください。

<新型コロナウイルス検査情報サイト>

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/kensa/index.html>

4 キットの配布対象者

次の条件をいずれも満たす方で、検査キットの配布を希望する方

- ・都内在住の方
- ・新型コロナウイルス感染症の無症状の濃厚接触者の方（感染者から濃厚接触者として連絡を受けた方を含む。）

5 キットの配布について

上記4の条件を満たす無症状の濃厚接触者等のリスクの低い方について、都が配布するPCR検査キットを活用して、御自身で、御自宅等において検査を実施し、都の委託する民間検査機関に送付していただくよう御案内ください。

<検査キット配布～配布後の流れ>

① キット配布希望者が、東京都福祉保健局 HP「新型コロナウイルス検査情報サイト」から「検査キット配布申込書」をダウンロードし、記載の上、配布協力医療機関に持参する。

※ 同居家族の代表者がまとめて受け取るなど、複数人分のキットの受け取りを希望する場合は、人数分の「検査キット配布申込書」が必要になります。

② 配布協力医療機関で、キット配布希望者から「検査キット配布申込書」を受け取り、検査キットを渡す。※キット配布申込書は医療機関で保管してください。

③ キットを受け取った方は、自宅で検体（唾液）を自己採取し、郵送（集荷等）で、検体を、都の委託する民間検査機関に送付する。

<都の委託する民間検査機関>

株式会社ナチュラリ 東京PCR衛生検査所

渋谷区千駄ヶ谷3-20-12 北参道96ビル1階

03-6721-1570

④ 民間検査機関への検体到着から2～3日後、民間検査機関から、検査をした本人に結果を通知する（原則メール）。

6 受検者が陽性となった場合の対応

結果が陽性となった場合は、原則として、検査キットを配布した診療・検査医療機関において、受検者からの相談を受けた上で、受診の御対応をお願いしています。

本検査の結果それ自体は確定診断にはなりません。結果が「陽性」の場合は、医師の判断により、受診時に再度の検査を行うことなく、検査結果を確定診断に用いる場合があります。そのため、受診者の方には受診時に受診結果を提示できるようにしておくようお伝えしています。

なお、この場合、患者さんが受診前に行った検査結果を基に診断し、医療機関では検査を実施していない扱いになるため、診療報酬上は、検査料・検査判断料の請求はできません。

<問合せ先>

東京都福祉保健局 感染症対策部 事業推進課 検査体制担当

電話：03-5320-4320

注1 検査キットの配布は、「都内在住」かつ「新型コロナウイルス感染症の無症状の濃厚接触者の方（感染者から濃厚接触者として連絡を受けた方を含む。）」が対象です。

注2 この申込書を事前に記載して、検査キットを配布する医療機関に持参し、提出してください。

※同居家族の代表者がまとめて受け取るなど、複数人分のキットの受け取りを希望する場合は、人数分の「検査キット配布申込書」が必要になります。

見本

PCR検査キット配布申込書

濃厚接触の可能性があるため、別添「PCR検査キットの配布を希望する方への留意事項」を理解し、遵守すること誓約した上で、以下のとおり、PCR検査キットの配布を申し込みます。

年 月 日

氏 名：

住 所：

電話番号：

※日中の連絡先を記載してください。

濃厚接触の状況（該当するものに○を付けてください。）

- 1 同居している人が陽性になった。
- 2 職場で近くの人が陽性になった。
- 3 その他（以下に具体的な内容を記載してください。）

PCR検査キットの配布を希望する方は、以下の留意事項等を必ず御覧いただき、内容を御理解いただいた上で、お申し込みください。
※この用紙は、御自身で保管してください。

別添

PCR検査キットの配布を希望する方への留意事項等

- このPCR検査キットの配布は、「都内在住」かつ「新型コロナウイルス感染症の無症状の濃厚接触者の方（感染者から濃厚接触者として連絡を受けた方を含む。）」が対象です。
- 検査キットを**申し込んだ本人が必ず御使用ください。**
- 検査キットの**譲渡や販売・転売は、絶対にしないでください。**
- PCR検査キットの使用方法など、検査方法については、検査キットに同封する説明書を御覧ください。その内容で、御不明な点がございましたら、都の委託事業者にお問合せください。※キット配布元の医療機関へのお問合せはお控えください。

<都の委託する民間検査機関>

株式会社ナチュラリ 東京PCR衛生検査所

渋谷区千駄ヶ谷3-20-12 北参道96ビル1階

03-6721-1570

- **検査結果が出るまでの間に、発熱等の症状が現れた場合は、検査結果を待たずに、速やかにキット配布元の診療・検査医療機関に相談し、その指示に従い、受診するようにしてください。**

(参考：診療・検査医療機関の一覧)

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/soudan/hatsunetsugairai.html



検査結果が陽性だった場合

この検査自体は確定診断にはなりませんので、結果が陽性の場合は、必ず医療機関に御相談の上、受診してください。

医師の判断で受診時に再度検査を行わず、この検査の結果を確定診断に用いる場合があります。検査結果は、都の委託する検査機関から原則としてメールで通知されますので、検査結果をスマートフォン等で受診時に提示できるようにしておいてください。

検査結果が陰性だった場合

この検査の結果が「陰性」でも、感染している可能性を否定するものではありません。引き続きご自宅で待機していただき、マスク着用や手指消毒等、感染予防策を徹底し、症状が続いたり悪化したりした際には、医療機関を受診してください。